

秋田県介護職員初任者研修事業者指定及び事業実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項第2号の規定による介護員養成研修事業（以下、「研修事業」という。）について、政令、介護保険法施行規則（平成24年3月29日厚生労働省令第45号最終改正。以下、「省令」という。）、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成24年3月2日厚生労働省告示第71号以下、「告示」という。）及び介護員養成研修の取扱細則について（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知（以下、「通知」という。）に定めるもののほか、指定の手続きその他必要な事項を定める。

(指定の申請)

第2条 通学の方法による研修事業の事業者（以下、「事業者」という。通信学習の方法による研修事業の事業者も以下同じ。）の指定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、研修事業の受講者の募集を開始する1箇月前までに、介護職員初任者研修事業者指定申請書（様式1）に次の各号に規定する資料を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 研修事業実施要綱

開講目的、実施場所、研修期間、受講対象者、受講に要する費用、補講の取扱い、使用テキスト名、受講者の募集方法、研修責任者氏名及び連絡先、ホームページアドレス、その他

(2) 研修事業日程表

日時、科目名、担当講師職氏名等

(3) 講師及び修了評価者氏名、担当科目名、履歴（有資格名、職歴等）に関する資料

(4) 研修カリキュラム

(5) 修了証及び携帯用修了証の様式

(6) 研修事業実施に係る収支予算（見込）書

(7) 直前2年間における決算書及び研修事業実施年度における予算書

(8) 定款その他の基本約款

2 通信学習の方法による研修事業の申請者は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる内容を記した資料を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 講義を通信学習の方法によって行う地域

(2) 添削指導及び面接指導の方法

(3) 面接指導を実施する施設設置者の承諾書

3 研修事業に実習を活用するときは、施設設置者による介護職員初任者研修実習等受入承諾書（様式9）を資料に加えなければならない。

4 知事は、申請の内容が政令、省令、告示、通知又はこの要綱に規定する形式上の要件を満たさないときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求めることができる。

(申請に対する審査)

第3条 知事は、前条第1項及び第2項の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる事項に基づく審査を行う。

- (1) 申請者が、研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び研修事業の安定的運営に必要な財政基盤を有する法人（法人格を有しない団体であつて、代表者又は管理人の定め等組織としての規約等を有するものを含む。）であること。
- (2) 研修事業を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所が秋田県内にあり、研修事業を統括することができること。
- (3) 研修事業の拠点となる施設又は通信学習における面接指導を行う施設が秋田県内にあること。
- (4) 研修事業の講義を担当する講師又は添削指導及び面接指導を行うものが、別紙「秋田県介護職員初任者研修 講師基準」の要件を満たす者であること。
- (5) 研修事業の科目及び各科目毎の時間数が、別表1の基準以上であること。
- (6) 研修事業の経理が、他の事業等の経理と明確に区分されていること。

(申請に対する決定)

第4条 知事は、申請者が前条第1項各号に掲げる審査基準を満たすと認めたときは、申請者を事業者として指定し、申請者に対して介護職員初任者研修事業者指定書（様式2）を交付する。

- 2 知事は、申請者が前条第1項各号に掲げる審査基準を満たさず、申請者を事業者として指定しないことを決定したときは、申請者に対し理由を付して通知する。

(指定事業者の内容変更)

第5条 事業者は、事業者に関する事項に変更があったときは、変更があった日から10日以内に、法人登記簿の履歴事項全部証明書、変更後の定款その他変更があったことを明らかにする資料を添えて、介護職員初任者研修指定事業者変更届（様式3）を知事に提出しなければならない。

(研修事業の休止)

第6条 事業者は、4月から翌年3月（以下、「年度」という。）までに研修事業を1度も行わないこととしたときは、研修事業を行わない（以下、「事業休止」という。）ことを決めた日から10日以内に、介護職員初任者研修事業休止届（様式4）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により届け出ることができる事業休止期間は、当該年度の3月末日を上限とする。
- 3 事業者は、事業休止期間が連続した年度となるときは、第1項に規定する事業休止届を2回まで提出することができる。
- 4 第4条第1項の規定により指定を受けた事業者であつて、初回研修事業の開講日が年度を越えるときは、当該年度において第1項に規定する適用を受けない。

- 5 知事は、第1項の規定による届出の内容について、事業者に対し必要な指示を行うことができる。

(研修事業の再開)

第7条 前条第1項に規定する事業休止届を提出した事業者は、研修事業を再開することを決めたときは、事業休止期間が満了する日までに、介護職員初任者研修事業再開届（様式5）を知事に提出しなければならない。

(研修事業の廃止)

第8条 事業者は、研修事業を行わないことを決めたときは、研修事業を行わないことを決めた日から10日以内に、介護職員初任者研修事業廃止届（様式6）を知事に提出しなければならない。

- 2 事業者は、連続した2箇年度において1度も研修事業を行わないときは、介護職員初任者研修事業廃止届を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項に規定する介護職員初任者研修事業廃止届の提出がないとき又は第6条第3項の規定を受けた事業者から第7条に規定する介護職員初任者研修事業再開届の提出がないときは、当該年度の3月末日をもって、事業者から介護職員初任者研修事業廃止届の提出があったものとみなすことができる。

(研修事業の届出)

第9条 事業者は、通学の方法による研修事業を行うことを決めたときは、当該研修事業の受講者の募集を開始する日の1箇月前までに、第2条第1項第1号から第4号及び第6号、同条第3項の規定によるときは同項に規定する資料を添えて、介護職員初任者研修事業実施計画書（様式7）を知事に提出しなければならない。

- 2 事業者は、通信学習の方法による研修事業を行うことを決めたときは、当該研修事業の受講者の募集を開始する日の1箇月前までに、第2条第1項第1号から第4号及び第6号、同条第2項各号及び同条第3項の規定によるときは同項に規定する資料を添えて、介護職員初任者研修事業実施計画書を知事に提出しなければならない。
- 3 本条に規定する研修事業の方法は、事業者が選択できるものと解してはならない。

(受講者の募集)

第10条 申請者は、第4条第1項に規定する事業者の指定を受ける前に、研修事業の受講者の募集を開始してはならない。

- 2 研修事業を休止している事業者は、第7条第1項に規定する介護職員初任者研修事業再開届を提出する前に、研修事業の受講者の募集を開始してはならない。
- 3 事業者は、受講者の募集をするときは、別表5に掲げる情報を公開し、受講希望者が複数の事業者が行う研修事業の質を比較し、選択することができる環境を整備し、もって研修事業の質の確保と向上が図られるよう努めなければならない。
- 4 知事は、必要があるときは、事業者に対して前項の規定により公開された情報に関して質問し、資料の提出を求め、修正又は削除について指示することができる。

(研修事業の変更)

第11条 事業者は、第9条の規定により提出した研修事業の内容を変更することを決めたとき又は研修事業を行わないことを決めたときは、速やかに、変更後の資料を添えて介護職員初任者研修事業変更届(様式8)を知事に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による介護職員初任者研修事業変更届を提出したときは、速やかに、前条第3項に規定により公開している情報を修正しなければならない。

(研修事業の基準)

第12条 通学の方法による研修事業は、別表1の各科目毎の時間数を満たし、別表3に掲げる各到達目標等に則した教材を使用し、指導し、受講生の知識及び技術等の習熟度の評価が行われるものでなければならない。

2 通信学習の方法による研修事業は、別表2の各科目の通信学習によることが出来る上限時間数と総時間数の関係を満たし、別表3の各到達目標等に則した教材を使用し、指導し、受講生の知識及び技術等の習熟度の評価が行われるものでなければならない。

(修了評価)

第13条 事業者は、前条に規定する研修事業を全て履修した受講者に対し、筆記による1時間程度の試験を実施し、当該研修事業において習得した知識を各受講生毎に評価しなければならない。

(補講)

第14条 事業者は、受講者が第12条第1項に規定する各科目の時間数の一部又は同条第2項に規定する各科目の通信学習によらない時間数の一部を欠席し、その理由がやむを得ないものと判断したときは、補講を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、受講者が、第12条に規定する評価又は前条に規定する修了評価において別表4に掲げる基準に到達していないと認めたときは、受講生に対して補講等を行い、受講生が基準に達することができるよう努めなければならない。

3 第1項に規定する時間数の一部に相当する時間及びやむを得ないものと判断する基準は、事業者が定める。

(修了証明書)

第15条 事業者は、受講者が次の各号の規定のいずれをも満たすと認めたときは、修了証明書(様式10)及び修了証明書(携帯用)(様式11)(以下、「修了証明書等」という。)を受講者に対して交付する。

(1) 科目「9. ところとからだのしくみと生活支援技術」の評価において、別表4の各項目全てが評価基準に到達していること。

(2) 第13条の規定による修了評価において、別表4の各項目全てが評価基準に到達していること。

(関係帳票の保存)

第16条 事業者は、前条に規定する修了証明書等を交付したもの（以下、「修了者」という。）について、介護職員初任者研修事業修了者名簿（様式13）に準じた名簿を作成し、安全かつ適正に管理し、滅失又はき損することなく長期にわたり保管するための措置を講じなければならない。

2 事業者は、研修事業の収支決算に関する台帳を整備し、その内容を明らかにする資料とともに当該研修事業が終了した日から5箇年保管しなければならない。

(実績報告)

第17条 事業者は、研修事業を終了したときは、研修事業を終了した日から2箇月以内に介護職員初任者研修事業修了者名簿及び収支決算書を添えて、介護職員初任者研修事業実績報告書（様式12）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された介護職員初任者研修事業実績報告書を、安全かつ適正に管理し、保管する。

(受講者の本人確認)

第18条 事業者は、研修事業に応募したものの氏名と、次の各号に掲げる公的機関が発行する書類の氏名とを照合し、本人であることを確認するよう努めなければならない。

(1) 戸籍法（昭和22年12月22日法律第224号）第10条に規定する戸籍謄本又は戸籍抄本

(2) 住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第7条に規定する住民票又は第30条の44に規定する住民基本台帳カード

(3) 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第1912号）その他で規定する各健康保険被保険者証

(4) 道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第92条に規定する運転免許証

(5) 国民年金法（昭和34年4月16日法律第141号）第13条に規定する国民年金手帳

(6) 旅券法（昭和26年11月28日法律第267号）第5条に規定する旅券

(7) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）第19条の4に規定する在留カード

(8) 各種国家資格免許証若しくは登録証

2 事業者は、前項の確認行為に対する受講者の言動が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）第1条第2項に規定する被害者である可能性を有すると認めたときは、確認行為を中止することができる。

3 第1項の規定は、強制力を伴うものと解してはならない。

(個人情報の取扱)

第19条 事業者は、研修事業で知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害する可能性を有することをしてはならない。

- 2 事業者は、受講者に対し、研修事業で知り得た個人情報の保護の重要性を認識させるため、適切に指導しなければならない。
- 3 第1項の規定は、研修事業終了後及び第8条各項に掲げる研修事業の廃止後も継続する。

(実地調査)

第20条 知事は、適正な研修事業実施のため必要があるときは、実地調査を行うことができる。

- 2 知事は、前項に規定する実地調査において、事業者に第16条に規定する関係帳票を提示させ、質問し、その内容について指導又は指示することができる。
- 3 事業者は、正当な理由なく、前2項の規定を拒んではならない。

(事業者の指定取消)

第21条 知事は、第2条第1項又は第2項に規定する研修事業の指定の申請内容に虚偽があったとき、研修事業の内容が政令、省令、告示、通知又は本要綱の規定に反するとき、事業者が第6条第5項、第10条第4項及び前条第2項に規定する知事の指示に従わないとき、その他政令第3条第2項の要件を満たすことができなくなったときは、同条第3項の規定に基づき、事業者の指定を取り消すことができる。

(研修事業修了のみなし)

第22条 次の各号に掲げるものは、研修事業の全科目を免除し、修了したものとみなす。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年7月30日法律第203号）第2条、第5条、第6条に規定する保健師、看護師又は准看護師（以下、「保健師等」という。）であって介護職員として就労するもの又は就労しようとするもの。
 - (2) 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年12月5日法律第125号）第3条の規定による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）第40条第2項第5号に規定するもの（以下、「実務者研修修了者」という。）であって、介護職員として就労するもの又は就労しようとするもの。
 - (3) 「指定居宅介護等の提供にあたる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第2号に掲げる研修のうち、1級課程又は2級課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの。
- 2 前項第1号に規定するものは、当該国家資格の免許の写しを添えて修了証明書交付申請書（様式14）を知事に提出し、介護職員初任者研修修了みなし証明書（様式15）及び介護職員初任者研修修了みなし証明書（携帯用）（様式16）の交付を受けることができる。
 - 3 前項第2号に規定する実務者研修修了者は、当該研修を修了したことを証する書面の写しを添えて修了証明書交付申請書（様式14）を知事に提出し、介護職員初任者研修修了みなし証明書（様式15）及び介護職員初任者研修修了みなし証明書（携帯用）（様式16）の交付を受けることができる。

(研修事業修了の同等規定)

第23条 次の各号に掲げるものは、研修事業の修了要件の全てを満たしているものとみなすものとする。

- (1) 政令第3条第1項各号に規定する研修のうち、既に介護職員基礎研修課程、介護員養成研修1級課程又は2級課程（以下、「旧課程」という。）の修了証明書及び同携帯用の交付を受けたもの。
- (2) 前条第1項第1号に規定する保健師等であって、政令第3条第1項第1号に規定する研修のうち、介護員養成研修1級課程を修了したものとみなす修了証明書及び同携帯用の交付を受けたもの。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか研修事業の取扱いに必要なことは、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、施行日以降に新たに開講する研修事業に係るものであって、申請又は届出その他の手続きをあらかじめ行う必要があるものに限っては、この要綱の制定の日から適用する。

- 2 この要綱の施行の際、「秋田県介護員養成研修事業指定要綱」に基づき、旧課程の事業者の指定を受けているものは、本要綱による指定を受けたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、旧課程を受講中のものであって、施行後に当該研修過程を修了したものは、本要綱による研修事業を修了したものとみなす。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。